

下関市工業用水道引込管設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市（以下「市」という。）が保有する工業用水保有水を解消し、もって下関市工業用水道事業の経営の安定化を図ることを目的に行う工業用水引込管設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「引込管」とは、市が設置した配水管に接続する部分から水道メータに至るまでの給水管及びその付属設備（水道メータを含む。）をいう。

2 この要綱において「使用者」とは、新たに工業用水道を使用しようとする者又は現に工業用水道を使用している者をいう。

3 この要綱において「費用」とは、引込管を設置するために必要な工事費で、下関市工業用水道事業給水条例（平成17年条例第310号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき市が算出した額（条例第8条第1項ただし書の規定により下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する者が引込管の工事を施行した場合で、当該工事費と市の算出した額に相違があるときは、工事の施行内容を精査し、相違の内容が妥当であると認められるものについては、当該工事費の額）をいう。

(補助金の交付対象等)

第3条 市は、使用者が給水の申込み又は基本使用水量の増量（以下「給水申込み等」という。）をするための引込管設置工事を行った場合に、当該引込管の費用の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、使用者の事情により給水の廃止又は基本使用水量の減量（以下「給水廃止等」という。）が行われ、当該使用者と同一法人又はこれに類すると認められる者が給水申込み等をするための引込管設置工事を行った場合は、補助金の交付対象としない。ただし、当該給水申込み等に係る基本使用水量が、給水廃止等をする前の基本使用水量を超過する場合は、この限りでない。

第4条 前条の規定により市が交付する補助金の額は、給水申込み等に係る基

本使用水量の3年分の給水料金に相当する額（基本使用水量（基本使用水量の増量をする場合は増量分の水量とし、前条第2項ただし書の場合は超過分の水量とする。）に条例第16条に規定する基本料金を乗じて得た額に365を乗じ、3を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、当該額が50,000千円を超える場合には、50,000千円を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を申請しようとする使用者（以下「申請者」という。）は、下関市工業用水道事業給水条例施行規程（平成17年水道局規程第38号）第8条に規定する工事検査の完了後、速やかに下関市工業用水道引込管設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、管理者に提出しなければならない。

- （1）引込管設置工事の内容がわかる書類
- （2）引込管の費用がわかる書類
- （3）前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において速やかに交付の決定をし、申請者に対して下関市工業用水道引込管設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 管理者は、審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めたときは、下関市工業用水道引込管設置補助金申請結果通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた者が、諸事情により補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を書面により管理者に届け出ることにより、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 第5条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた使用者は、速や

かに下関市工業用水道引込管設置補助金請求書（様式第4号）を管理者へ提出するものとする。

2 管理者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該使用者に対し補助金を支払うこととする。

（補助金の返還）

第8条 補助金の交付を受けた使用者が、給水又は基本使用量の増量を開始した日から起算して3年以内に給水廃止等をした場合は、残余期間分に相当する補助金の額を市に返還しなければならない。

（交付の取消し）

第9条 管理者は、補助金の交付を受けた者について、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付された補助金の全部を取り消すことができる。

2 前項の規定により、補助金の交付を取り消された者は、速やかに交付された補助金を管理者に返還しなければならない。

（立入検査等）

第10条 管理者は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の申請をした者に対し、引込管設置工事に関する報告を求め、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（帳簿等の整備）

第11条 補助金の交付を受けた者は、引込管設置工事に関する帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。